

回 答 書

受付番号	回収年月日	回収場所	担当主管課
第23号	令和8年9月18日	伊予市役所	地域創生課
題 目(テーマ):字費について			
提 案 理 由(要旨)			
県営団地へ入居し、近隣住民と話をするようになり、この春書類を見せられた中に自治会規約が有。コロナ以来1度も総会なし、共益費の決算報告書もなし、その他問題が山積。 やかましく報告書を出せと数人で会長に行き、やっと出てきたのを見るといいかげんすぎる。多々あるがその中の一つに「字費」がある。それを5年前まで調べたが、安い時で年に15万円、去年は27万円とバラバラ。そのその何故団地が払うのか。 区長に話しに行くも、団地の担当者に聞くとその他いろいろ聞くも話にならず。それでは周辺の区長、元区長7～8人に話を聞く。いろいろわかった。 次に100世帯以上の近くの鳥の木、砥部、森松、牛渕、潮見、中須賀の自治会長、元会長等に聞くも、どの団地も「払っていません。」「そんなものがあるの。」との事。 この5年だけでも100万以上払っている。団地に恩恵は何もなし。団地内にも集会所有。黒板もボロボロ、団地内共益費は団地の為に使うもの。 そもそも字費の意味を知っているのか。新しく伊予市に家を建て入って来た人は、ほとんど払っていないとある区長は言っていた。本当にその地区に必要なものなら、市でまた目的を決めた寄付を集め、報告をする。悪い習慣はやめるべき。			
回 答 内 容			
日頃から、本市の行政運営に御理解と御協力をいただき、誠にありがとうございます。 目安箱にお寄せいただきました字費につきまして、周辺の状況など熱心にお調べになられ、現在の状況に多大な疑問や御不満をお持ちであることとお察し申し上げます。 字費(町内会費等)や自治会の運営、会費の使途や金額の決定などは、地域の住民による自主的な組織(自治会・字組織)が行っているものです。 行政(市)は、これらの自主組織の運営や金銭のやり取りについて、指導・介入することは禁じられております。そのため、字費の金額の妥当性や使途について、市が調査や判断を行うことはできかねます。			

他地域や他の団地との状況の違い、団地内の共益費と字費のあり方、総会や決算報告の不備などにつきましては、いずれも地域の自治会組織および字組織の内部におけるルールや取り決めに関する事項となります。

誠に恐縮ですが、会費の是非や組織運営の問題につきましては、団地内の自治会役員や地域の区長(字の役員)等との間で直接話し合っ解決していただくべきものとなります。

御期待に沿えない回答とはなりますが、自治組織の運営の性質上、何卒御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。